

小児休日診療拠点の 整備について

令和7年8月21日（木）
札幌市医療体制審議会事務局

現状と課題

休日救急当番制度

- 休日や祝日など通常の診療時間外に、主として初期救急患者に対応するため市内の医療機関が当番制(交代制)で診療を実施。

小児科休日救急当番制度の診療日、診療時間

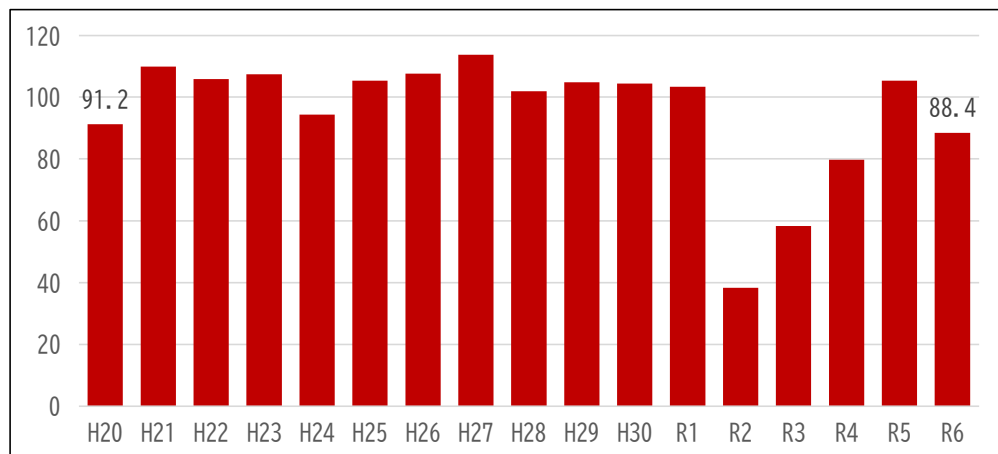
診療日		診療時間	1日あたり 当番医療機関数 (小児科)
土曜日		13:00～17:00	1
日曜日、祝日 (インフルエンザ流行期)		9:00～17:00	3 (4)
ゴールデンウィーク (5月2日～5月6日)			4
お盆(8月15日、8月16日)			2
年末年始	12月29日		4
	12月30日～1月3日		5

現状と課題

受診状況

- 小児科休日救急当番では、1日平均100人以上の患者が受診し、感染症流行期では150人超となることもあることから、診療が深夜にまで及ぶこともあり、休日当番を担う医療機関が疲弊している。

1 医療機関あたり平均患者数

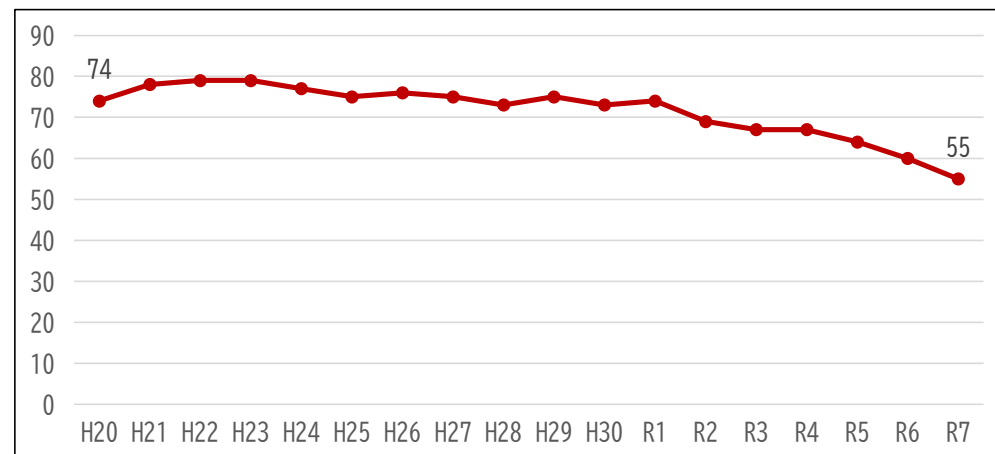


※札幌市医師会実績報告より抜粋

参画医療機関の減少

- 医師の高齢化などにより当番に参画する医療機関が減少しており、これまでの体制による輪番制の維持が困難となっている。

参画医療機関数の推移



※補助金交付申請書より抜粋（各年度4月1日現在数）

課題への対応

課題への対応

- 小児科休日診療に限られたリソースで適切に実施するためには、通年で診療を実施する拠点施設の設置が有効と考えられる。

新設の場合の懸案事項

- 小児科休日診療拠点をゼロベースから新設することを考えると、膨大な費用を必要とし、稼働までに相当の期間を要するため現状の課題への対応が困難と考えられることから、既設の施設の活用が望ましい。

休日診療施設に求められる要件

- ✓ 医療法に適合した施設であること
- ✓ 診療、検査に必要な医療機器を備えていること
- ✓ 十分な広さの待合いスペースを有すること
- ✓ 救急車の受入体制を有すること
- ✓ 市内各地域からのアクセスおよび公共交通機関
- ✓ 市民の認知度が高いことが望ましい

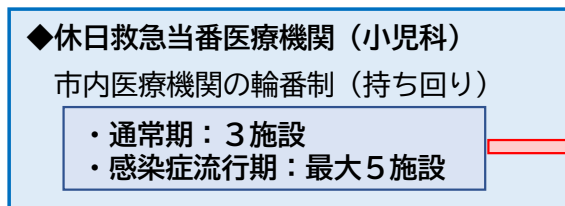
➡ これらの状況から、夜間急病センターの活用による課題への対応について検討
※併せて、実施の場合の経費について試算

課題への対応

小児科休日診療拠点の設置

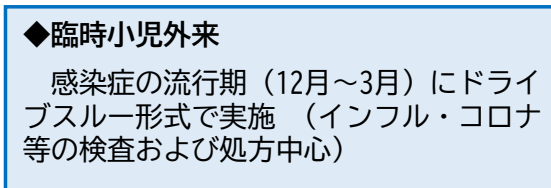
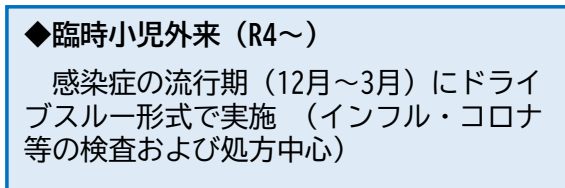
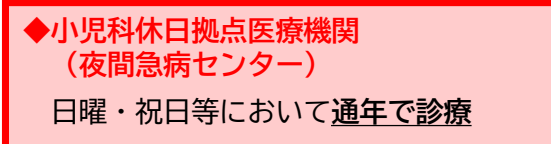
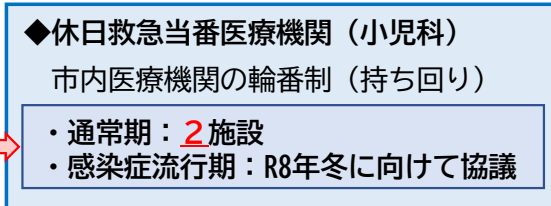
- 小児科休日診療を限られたリソースで適切に実施するため、初期救急医療の実績が十分にあり、昼間帯の稼働がない夜間急病センターに、通年で診療を実施する拠点施設を設置する。

【現行体制】



当番数の減

【拠点化のイメージ】



※休日拠点診療の運用開始後、その効果を検証の上、更なる体制を検討

これまでの検討経過

月日	名称	検討内容
令和7年1月28日	令和6年度第2回 医療体制審議会	小児休日拠点診療の実施について、具体的な検討を進めることを決議
令和7年3月24日	札幌市夜間初期救急医療体制調査分析業務	調査分析業務受託者より、最終報告書を受領（小児休日拠点診療の収支について試算）
令和7年4月3日	令和7年度第1回 救急医療体制検討部会	小児休日拠点診療の運営に求められる体制を議論 ①拠点として必要な診療体制数 <u>年間を通じて2診療体制が必要</u> ②拠点として必要な診療レベル <u>当番医療機関と同レベルのものが必要</u>

開設までのスケジュール（案）

令和7年									令和8年			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
●第1回救急医療体制検討部会				●第1回審議会								小児休日拠点診療開始
				●第2回審議会								
				●答申								
-----→				←-----								
小児休日拠点診療に係る検討				実施の具体を決定								
						準備期間						
						・夜間急病センター条例改正 ・指定管理に係る協定改定 ・診療体制整備 ・市民周知						

➡ 最短で令和8年4月からの診療開始を目指す。